

建設業者 様

長崎県建設企画課

現場代理人等決定（変更）通知書の提出期限の取扱いについて

このことについて、現場代理人等決定（変更）通知書の提出期限を令和3年2月1日から「工事の始期の前日まで」に変更しましたが、「契約締結日」と「工事の始期日」が同日となる契約があることから、現場代理人等決定（変更）通知書の提出期限について、下記の取扱いとします。

記

1 提出期限

工事の始期の前日まで。ただし、「契約締結日」と「工事の始期日」が同日となる場合は、契約締結日までとする。